

「東久留米市の地域資源を活用した学校との協働活動について」

中間報告

令和4年8月

第29期東久留米市社会教育委員会議

目次

1.	はじめに	1
2.	学校との協働活動の担い手としての地域資源.....	2
3.	学校における協働活動が必要とされる背景.....	3
4.	学校との協働の現状（生涯学習課の取り組み）	4
5.	学校と地域団体の個別の協働事例（各委員のご意見より）	5
6.	【事例研究】地域活動団体の活動事例から（東久留米・川クラブ）	10
7.	今後の検討事項	15
8.	参考資料	16

1. はじめに

(1) 社会教育委員の会議について

社会教育の振興を図るため、社会教育法及び東久留米市社会教育委員の設置に関する条例に基づき、10名の社会教育委員が委嘱されています。

職務については、次のようなものがあります。

- ① 社会教育に関する諸計画の立案
- ② 会議を開き、教育委員会の諮問に応じ意見を述べる。また、この職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- ③ 教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べるができる。
- ④ 教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。また、社会教育関係団体に補助金を交付するときは、社会教育委員の会議の意見を聞いてから行わなければならない。

(2) 第29期社会教育委員会会議のテーマについて

令和2年10月30日に開催した第1回東久留米市社会教育委員会会議において第29期の会議のテーマを「東久留米市の地域資源を活用した学校との協働活動について」と設定することとしました。

(3) 中間報告について

今期（第29期）の社会教育委員会会議では、「東久留米市の地域資源を活用した学校との協働活動について」をテーマに調査・研究を行ってきました。地域と学校との協働については、文部科学省、東京都市町村社会教育委員連絡協議会においても長年にわたり検討されている大きなテーマであることから、次期においても引き続き調査・研究することとし、今期に調査・研究した内容について一旦、中間報告を作成することとしました。

2. 学校との協働活動の担い手としての地域資源

平成 30 年 12 月 21 日中央教育審議会『人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育振興方策について』では協働活動の担い手については次のことが記載されています。

○我が国は、少子化による人口減少、急速な高齢化、グローバル化、第 4 次産業革命の進展など大きな変革の中にあり、地域社会においても、地域経済の縮小や地方財政の悪化、医療・介護の需給ひっ迫、一人親世帯の増加等を背景とした貧困問題、地域の伝統行事等の担い手の減少、人と人とのつながりの希薄化による社会的孤立の拡大など、様々な課題に直面している。今後、人口減少の更なる進行や人生 100 年時代と言われる長寿化の中で、新たな社会の姿として Society5.0 の実現が提唱されるなど、更に大きな社会の変化が訪れようとしている。

○今後、より多様で複雑化する課題と向き合いながら、一人一人がより豊かな人生を送ることのできる持続可能な社会づくりを進めるためには、行政のみならず企業や大学、団体、個人など様々な主体がそれぞれの立場から主体的に取り組むことが必要となる。特に地域においては、行政＝サービスの提供者、住民＝サービスの享受者という二分論の役割分担によるのではなく、住民自らが担い手としてその運営に主体的に関わっていくことがこれまで以上に重要となる。

○社会教育を通じて、多様な担い手との連携・協働が深まることにより、これまでになかった新たなアイデアや価値が生まれ、新しい地域づくりにつながることを期待される。

○地域によっては、まちづくりや地域の課題解決に熱意を持って取り組んでいる人材を社会教育施設の行う諸活動に必ずしも十分に生かし切れていない場合があるとの指摘もあり、社会教育の新たな担い手として、これまで社会教育と関わりがなかった、幅広い世代の多様な専門性を持つ人材等の参画も強く期待される場所である。地方公共団体の長が施設を所管することにより、そのような人材を発掘・育成し、社会教育の分野での活躍を導くことにもつながる可能性がある。

平成 30 年 12 月 21 日中央教育審議会『人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育振興方策について』より引用

3. 学校における協働活動が必要とされる背景

少子高齢化、都市部への人口集中など経済社会の変化等の中で地域における人間関係が薄れ、いわゆる地域の教育力の低下が指摘されています。

学校においては保護者の学校に対するニーズの多様化や生徒・児童指導に関わる課題の複雑化、教員の働き方改革の推進など学校を取り巻く課題がより複雑化・困難化している状況もあります。

さらに、学校教育においては新しい学習指導要領に示された理念である社会に開かれた教育課程の実現に向けて学校と地域社会が目標を共有して密接に連携しながら取り組むことが求められています。

このような中で平成 16 年に地方教育行政の組織および運営に関する法律が改正され、学校運営協議会制度が創設されました。さらに平成 29 年の法改正により学校運営協議会の設置が教育委員会の努力義務となり、また、同年、社会教育法が改正され地域と学校が連携協働して行う地域学校協働活動と地域と学校とをつなぐ地域学校協働推進員が規定されています。

これらを踏まえ、平成 30 年に閣議決定された第 3 期教育基本計画においてはすべての公立学校において学校運営協議会制度が導入されること、すべての小中学校区において地域学校協働活動が推進されることを目指すとされています。

地域学校協働活動とは、「地域と学校が連携して行う子どもたちの成長を支える様々な取り組みの事」で、「授業のサポート」「学校環境整備」などの学校支援や、放課後等における学習、体験、交流活動の取り組みが例としてあげられます。

また、地域学校協働活動については令和 2 年 7 月時点で全国の公立学校のうち 50.3%の学校で地域学校協働本部の取り組みがされていますが、地域によっていまだばらつきがあります。

令和 2 年度の文部科学省の調査によれば、地域の様々な方のかかわりにより子どもたちの学習意欲の高まりやコミュニケーション能力の向上、地域への理解・関心の深まりに効果がみられているとされています。また、子どもたちにとっての効果だけではなく、「取り組みを通じて学校に対する保護者や地域の理解が深まった」「保護者や地域による学校支援活動が活発になった」など学校運営そのものへの効果もみられているとのことです。

加えて活動を通じて地域のネットワークが広がりを持つことで、「地域の教育力の向上」や「地域の方の生きがいつくり」など地域の活性化にもつながっていくとされ、取り組みを効果的に実施するためにはコーディネーターの存在が重要で、連携するためには学校だけではなく地域の方の十分な理解が必要とされています。

4. 学校との協働の現状（生涯学習課の取り組み）

学校との協働としては、地域学校協働活動として実施している放課後子供教室が挙げられます。平成 27 年度から始まった放課後子供教室は、令和 2 年度までに市立小学校全 12 校のうち 7 校でシルバー人材センターに委託して実施していました。この取り組みを全小学校に展開するにあたっては、シルバー人材センターでは雇用条件、スタッフ配置が折り合わず、また、これに代わる市民ボランティアの可能性も探り、調査をしましたが、自発的な調整によるコーディネート機能の実現性は低い様子でありました。このような状況を踏まえ、新たな担い手・運営手法を検討・企画し、民間企業による令和 2 年度の未実施校における試行実施を経て、令和 3 年度からはプロポーザル契約を踏まえ、民間企業である(株)ルネサンスに委託して事業を進めています。

・場所・時間・実施回数

全市立小学校の体育館で放課後から 2, 3 学期は午後 4 時 20 分まで 月 2, 3 回ペース
※時間・実施回数は学校行事の状況、ご意見等により調整

・内容

運動プログラム（動物ものまねリレー、座ってドッジボールなど）を実施。遊びを通じて、子どもたちの「身体運動の発達」「認知的な発達」「情緒・社会性の発達」を育むように協働活動支援員がプレイリーダーとなって子どもたちの主体性を引き出しながら進行していきます。

・周知・申込方法

チラシ（市ホームページにも掲載）に記載した QR コードを読み込み、参加希望日を選択し申込を行います。会場の定員をオーバーしている場合は抽選。毎月前月の 20 日締切で受付をしています。

・スタッフ配置

- 【ア. 総合調整役】地域コーディネーター 2 名 民間企業に委託
〈役割〉実施校、学童保育所等との総合的な調整・活動プログラムの企画
- 【イ. 現場スタッフ I】協働活動支援員 2 名 民間企業に委託
〈役割〉プログラムを中心的に実施する者
- 【ウ. 現場スタッフ II】協働活動サポーター 1 名 シルバー人材センター会員
〈役割〉実施のサポート及び児童の安心・安全を確保

・参加者数

令和 3 年度の実施回数および 1 回当たりの平均参加者数

第一小学校	5 回	38 人	第二小学校	9 回	31 人	第三小学校	7 回	27 人
第五小学校	9 回	43 人	第六小学校	6 回	25 人	第七小学校	9 回	35 人
第九小学校	8 回	27 人	第十小学校	11 回	27 人	小山小学校	8 回	40 人
神宝小学校	8 回	16 人	南町小学校	8 回	29 人	本村小学校	8 回	18 人

5. 学校と地域団体の個別の協働事例（各委員のご意見より）

各委員より協働事例やご意見を下記のとおり発表していただきました。

【第五小学校 事例】

環境教育・生活科での虫探しなどでは落合川の川クラブ。また、国際交流クラブの方と提携して、毎年韓国からの留学生を学校に招いて国際交流をしている。その他、つるし雛作り（商工会女性部）、サッカー教室（ひばりサッカークラブのコーチ）、華道クラブ（普段、茶道の先生がコロナで茶道が出来ないため）、防災教室（防災まちづくり・消防団体）などを行っている。コロナでどうしても来られない団体がある時には、隣の中学校の演劇部に来てもらった。老人会とは昔遊びに来てもらったり雑巾の寄付をしてもらったりしている。新たに発掘した中には包括地域センターがやっている認知症理解教室がある。これは小中学生にも認知症を理解してほしいということで6年生対象に毎年行っている。認知症のおじいちゃんに会った時の対応を寸劇でA・Bのパターンで見せてくれ、非常に分かりやすく面白い。

【第十小学校 事例】

本校第十小学校は柳窪地域にあり東久留米の代表的な幻の小麦、柳久保小麦の発祥の地ということで、関係の方をお招きして学校教育の中で柳久保小麦について教えていただいたり、地域の方から柳窪囃子を教えて頂いたりする活動をしている。また、顧想園に2年生ぐらいの子どもたちが生活科の見学に行き、この地域の古き良き時代を学ぶ活動をしている。毎年、全学年が竹とんぼ作りをしているが、学校創立以来40年ぐらい続いている。学校全体でたけのこ祭りという竹とんぼを使ったお祭りではオープニングでお囃子を踊り、和太鼓を叩いて盛り上がっている。

十小は柳窪という自然豊かで文化財もたくさんある地域にある。お囃子など地域の伝統文化を代々繋げていきたいという地域の方の思いに応えて当校から後継者が出ることを希望し、毎年地域の方に学校に教えに来ていただき披露する場を設けている。

パラリンピックメダリストの水泳選手をここ7～8年毎年お招きして、子どもたちに障害についてのお話をしてもらおうとともに、お母様には保護者向けに子育てについての講演会をしていただいている。

また、十小の安全を守る会というものを毎年行っており、これには老人会・自治会長・青少協会長・田無警察の課長クラスの方、そして、スクールサポーター、内部からは管理職・保護者などが参加し、子どもたちの放課後の過ごし方や登下校の様子について情報交換をしている。子どもたちが道に広がって歩いていたりとか年々挨拶がしっかりできるようになっているといったお話を聞くと、それを子どもたちにも伝え指導に役立てている。

【中学校 事例】

キャリア教育は子どもたちがどうやって自分の個性を生かして働くことを身に付けていくかということで、市内では職場体験活動を3日間行っている。

一番地域の力を借りているのが職場体験で、保育園、市役所、病院、外食産業、コンビニエンスストア、スーパー、西武鉄道、消防署などで行っている。各学校の地域ごとに出来るだけ徒歩圏で実施しているので、例えば南中学校ではイオンモールを使わせていただいている。その他には、美容院や理容室、自動車関連ではトヨタ・日産の販売所で自動車整備も含めて体験活動をしている。また、事業所によって開始時間・終了時間が異なり、服装も事業所の希望により制服であったりジャージであったりする。

職業講話としては、東久留米市青年会議所にコーディネートしてもらい、地域の様々な職業の方を学校に招いています。久留米中では、1年生の5クラスに10名の方を招き1クラスに2人ずつで2時間の講話を行っていただく。地域で働いている方ということで、弁護士、鍼灸師、大工さん、東久留米のFMラジオなどから来ていただき、自分の職業についてそれぞれ20分程度お話していただいている。市議会議員の方に来ていただいたこともあった。マナー講座については、企業より無料講座のお知らせが来るので、それを利用して様々な外部講師を招いている。はたらく意義、または年金等については、社会保険労務士の方にコーディネートしていただいて講座を設けている。

部活動については、中学校の顧問は必ずしも専門的な技術を持っている教員がいる訳ではないので、現存している部活動に技術者がいない場合があり、存続のために技術を持った方を要望することになる。体育協会にお願いしたこともある。茶道や手話なども含めて学校では色々な形で外部指導員にお手伝いしていただいている。

青少協活動については、各中学校地区で活動している。久留米中学校ではニコニコフェスタで生徒が地域の小学校に出て行って様々な出し物をしている。また、地域清掃であるとか、中央中学校では六仙公園の花壇花植え活動などもしている。その他、久留米中学校では地区ごとですが防災体験を、ボランティア活動では黒目川の清掃活動を行っている。

次に、主に学校から出ていく活動については、吹奏楽部などが地域のお祭りなど機会があれば様々な場所で貢献させていただいている。

また、中学校では、久留米中学校の事例になりますが、地域で活躍している卒業生に話を聞く会をやってきました。一回目の東京オリンピックで聖火ランナーだった体育協会にいらした方や、地域にお住いの方に依頼して、有名人の方を招いたこともありました。その他、技術・家庭の授業で、地域の農家さんにご指導いただいて栽培活動をしている。最後に、不登校支援について久留米中学校では、卒業生の保護者に見守りをしてもらっている。オープンスペースで別室ですが、10-12時までなかなか教室に入れないう子を見守ってもらう。特に指示をする訳ではありませんが、要請があれば、そこに関わって頂く。これには非常に助かっており、現在も継続している。久留米中学校では5名の保護者が入れ替わり立ち代わりで担当についている。小学校では一度も登校できず、中学校でも一年生の時には学

校に来られなかった生徒が、ふらっと学校に来てこういった取り組みを知り学校に来られるようになったという事例もあった。

【自由学園 事例】

東久留米市にある学校として、地域の自然環境を学びの場として生かし、自然環境の保全や観察という視点では地域の住民の方と協働している。また、高齢者が学び続けられるように、自由学園のキャンパスの中にあるものや行われている活動を使って、40歳代・50歳代の方が多く学んでいる。

【文化協会 事例】

文化協会では3月に体験塾を開き、土日を含め7日間で子どもたち540人を集めました。地域の人材を使って27種目の体験が出来ました。教育委員会の協力を得て全小中学校の児童生徒にパンフレットを配布したことで人数を集めることが出来ましたが、これには材料費等がかかった。修了証をもらい子どもたちはとても喜んでいたので、これをもう少し形を変え工夫していけば、このテーマにマッチしていくのではと思う。文化協会は会員2,000名、30団体（細かくいうと104団体）あるので、そういうところにも声をかけて協力してもらえれば糸口が見つかるのではないかと思う。

【社会福祉協議会 事例】

社会福祉協議会でもボランティア活動の登録を受け付けておりまして一覧表も作っている。例えば、アクティブハンドネットさんが、障害者・高齢者の実体験で、視界が狭くなるゴーグルを付けたり、関節が動かなくなるプロテクターを付けたりして、子どもたちに障害者の体験をしてもらっている。これは校長会とも話して各学校からの要望を受けて、アクティブハンドネットさんの中とつないでいる。また、チャレンジボランティアということで各高齢者施設や障害者施設などに体験で行って、そのあと子どもたちに作文を書いてもらって10点ぐらい選定している。

そういった形でボランティアの方とのつなぎ、色々な施設を使ってボランティア体験をしてもらおうといったつなぎ役をしている。登録ボランティアの一覧表もあるので是非ご活用いただきたい。

【シニアクラブ連合会 事例】

シニアクラブ連合会は年1回交流会をしていて、それぞれの単位で近くの学校の見守りをしているので、そこには学校の校長先生1~2名や警察の方も参加している。見守りしている人・自治会の担当者には毎月学校だよりを配布してくれたり、色々なご案内があったりする。期間など決めずにやれる範囲で、腕章をつけて、登下校に限らず買い物ついでなどに見守りだけでなく防犯も含めて活動をしている。

【各委員からのご意見】

<学校との協働の効果について>

■地域の方が学校の教育活動に参加をしていただくことで、それぞれの中学校が様々な面で非常に助かっている。生徒はいつも接している教員ではなく地域の方の前だと、特に職場体験では緊張感もあり、普段なかなか挨拶できない子が接客業に就くことで大きい声で挨拶が出来るようになり、教育的効果があると感じています。また、学校外で学校内では見られなかった生徒の良い面が見られ、生徒も褒められることで自信を持つことができました。やはり多くの目で生徒を見ていくことは効果的であると思っています。

今後に向けてですが、先程、文部科学省からの資料もございましたが、地域との連携、地域の人材、地域の宝をもっと学校に生かせれば、学校の教育活動も大きく発展していくのではないかと考えております。

<学校との協働の課題について>

■地域の方に学校教育活動にご協力いただいた際に、金銭的にお礼が出来れば、もっと活動が広がるのではと思う。職業体験等ではお金は支払っていませんし、職業講話も全てボランティアですが、学校で何か活動をするとしても費用がかかるので、そういった点は課題。特に部活動の外部指導員は一日指導していただいても、市からの補助はありますがお弁当代ぐらいというのが現状。

<学校との協働に関する・各委員より意見・提案>

■市の現状は地域学校協働活動まではいっていないが、活動の下地はきちんと確認できる。地域学校協働本部をどういう形で立ち上げていくかが今後の課題になると思う。そういう点では、職場体験学習の企画はあくまで総合学習で授業の一環なので、学校教育として行われているものを地域学校協働活動として置き換えていく段取りが今後の課題ではないかと思った。

■マッチングする、繋げる役割を持つ方が大事。一般的にはPTAのOBの方がマッチングの大きな力になっていると思う。特に、環境関係はNPO団体が結構力を持っていてサポートしてくれるので、とにかくモデルが一回出来れば地域学校協働もスタートが切れると思う。

■どの学校もやりたいことや欲しい人がいっぱいいると思うので、各校が今までやってきたことを一度整理したらおもしろいかなと思う。

■コロナが起こる少し前までは、東久留米は地域学校協働活動の取り組みがまだ弱いのではないかということでしたが、前回、実際にはそれに相当する活動が基盤としてたっぷりあるという話がありました。つまり、学校支援に関わる様々なサポーターや担い手がいる、そのことを確認し合うことによって東久留米の地域と学校の連携の底力みたいなものが発揮されていることをこの報告書でまとめることができればいいなと思いますが、そのことが切れているところがあるので、是非そうした観点が報告書の中に生き生きと描かれるといいなと思います。

■地域資源の捉え方を再確認したらどうかということで、活動する場や活動を支える場、つまり、子どもたちが自己表現としての成果物を発表し、その自己表現を他の人に評価されることを体で感じとる場を地域資源として捉える方法もあるのかなと思います。例えば、市民文化祭に学校や部活動として発表する、これはすでに学校で色々活動していますが、環境フェスティバルなども地域資源のひとつになるのではないのでしょうか。今回、環境フェスティバルはかなり動画を作成して発信していますが、コロナ禍でも子どもたちの自己表現の新しい形としては試みが出来ているようです。アクセス数が非常に少ないという課題はありますが、そういう部分についてもこの議論の中で意見をいただき確認できたら面白いかなと思いました。

学校の中で学習発表会をやっているようでしたら、そこでの優秀作品などを市で行っている合同の発表会で発表できれば、学校の負担も少なく済むのではないかと思います。

6. 【事例研究】地域活動団体の活動事例から（東久留米・川クラブ）

東久留米市の地域資源を活用した学校との協働の事例の一つとして、第5回の会議では、【地域活動団体の活動事例から】として、東久留米・川クラブ荒井会長に東久留米・川クラブ様の活動事例についてお話を伺いました。

（荒井会長のお話）

私自身は、東久留米には40年以上住んでいますが、落合川や環境などに興味を持ったのはまだ浅く、落合川に接するようになってからは15年ぐらいで、先輩たちに色々教えていただいて現在活動しています。

環境に関する知識があまりない者として何ができるかなと思った時、その当時はまだ落合川にゴミが結構たくさんあったので、ゴミ拾いから始めようということで週末早起きしてゴミを拾っておりました。すると、近所の小学生から一緒にやっていいかと申し出があり、その子と二人でやっているうちに、その友達が来たりその弟が来たりして段々と輪が広がり、今では五小・三小・二小含めて約15人のメンバーがいます。朝、みんなでゴミを拾って、うちに戻ってきてちょっとお茶してということをして15年続けていますが、その過程で、何か子どもたちを楽しませてあげられたらいいなと思っていたところ、たまたま私が仕事でお取引している企業から大きな車のタイヤチューブを頂いたことから、この写真にあるように、タイヤを膨らませて底を付け落ちないように作り直して遊ぶということをしています。ここに校長先生がいらっしゃいますが、五小の1・2年生は、このタイヤチューブで川下りをするのが恒例になっています。毎年9月頃に総勢120人ぐらいで来るので大変ではありますが、子どもたちのとても楽しそうな様子を見ると、これは何物にも代えられないものだと思っております。

この写真の中程に子どもたちが座っている写真があると思いますが、これは落合川の不動橋公園での二小の子どもたちの様子です。真ん中に写っているのが豊福さんで、環境に非常に熱心で私の大先輩でいらっしゃる方ですが、学校から川環境の授業を依頼された時には、この方を中心に行っています。3時間のカリキュラムを組み、1時間目は左の写真にあるように私たちが学校へプロジェクターを持って行き大体の川の説明をします。当然危険性もあるので、注意事項も伝えます。そして、2時間目に実際に川に来て魚を捕り、どういう魚がいたかなど実体験をしてもらい、それについて3時間目で報告をしてもらいます。ここに先程の湧水マップがありますが、市内の丸を付けてあるところが、小学生を連れて行っている場所です。学校から遠いとロスが大きいので、なるべく黒目川や落合川の学校から近い場所で体験してもらっていますが、今のところ10か所ぐらいあります。事前に川の調査をした上で、深い所ではライフジャケットを着て体験してもらいます。余談になりますが、左下に小学生が6人写っています。この子どもたちは一昨年の11月に弁天橋で鯉の駆除を手伝い、10匹ぐらい捕まえました。当日は相当寒かったにもかかわらず大騒ぎをしてやっていたようですが、環境のためには大変助かりました。というのは、鯉

はあまりにも大きくなりますと体格を維持するために在来の稚魚を食べてしまうので、落合川は鯉のいる場所として不適切なのです。さらに、鯉ヘルペスという伝染病がありまして、日本国内では移動禁止なので、処分するしかないのが現状です。

そして、右下に写っている車ですが、これは東日本大震災の時に大槌町という湧水繋ぎの町で担当者の車が無くなってしまったと聞き持って行ったものです。ボディに色々書いてあるのは南町小学校の子どもたちが書いたメッセージで、これは新聞にも載りました。

それから、教育的なことを申し上げると、私たちは子どもたちを川の中に連れて行って、実際に川の中で魚の取り方を教えますが、先生方は当然のことながらノウハウがないので橋の上から子どもたちを見守るしかない訳です。私たちが何気なく魚を捕っても、子どもたちはびっくりして大騒ぎします。もしこれが私たちではなく先生たちとだったらもっと良いだろう、先生たちがそういう技術を身に付けたら東久留米にいる間だけでも素晴らしい英雄になれるのではないかと思います、先生たち対象に川の遊び方・教え方についての教室をやりませんかと教育委員会に申し出ました。教室は夏しかできないので先生たちのサマースクールと銘打って一昨年からはじめました。1回につき10人、3日間で計30人の先生に参加してもらいました。先生たちも実際に川に入ることによって川についての理解を深め、その後は先生たちも一緒に川に入って子どもたちと一緒に魚を捕るようになりました。おそらく、教室に戻ってから、子どもたちが先生の言うことをよく聞くようになったのではないかと期待しています。

(東久留米・川クラブ荒井会長と社会教育委員との地域学校協働活動に関する質疑応答)

【Q1】 (活動のきっかけ、魅力、活動を続けるための原動力など)

活動を始めたきっかけ、魅力、活動を続けるための原動力となっているものは何かについて伺います。そして、資金源について、行政の補助金なのか、それとも会費もしくは寄付等でやっているのかについても教えていただけますでしょうか。

【A1】

なぜ、落合川、黒目川なのかというと、皆さんご存じかもしれませんが、落合川の水質は最上級のダブルAで、奥多摩の源泉と同じです。周りが土で出来ているため多少大腸菌がいるので飲料水として最適とは言えませんが、湧いている場所で汲む分には問題ありません。私たちは湧いている所に川の水が混ざらないようにしているので、そこで汲んだ水でコーヒーを作るといった楽しみ方をしています。

どのくらいの流量かというところ、落合川で一日3万トン、黒目川と合流すると10万トンになります。この地図を見ると黒い丸がたくさんあると思いますが、この丸は湧水点を表し、大きさは出てくる水の量を表しています。上流部に源泉があつて湧いてくる訳ではなく、川全体が湧き水になっています。丸の部分は見えるところだけで、見えないところが無数にあります。つまり、川の形をしている湧き水といってもいいかもしれません。そういう素晴ら

しい川であるからこそ、綺麗であってほしい、汚れないでほしいという思いから清掃活動をこまめにやろうということになったのです。

そして、資金源についての質問ですが、川クラブのページを見ていただくと、写真に子どもたちが乗っているタイヤチューブがあると思います。横にプラカードがたくさん付いていますが、これは全てスポンサーです。毎年シーズンが終わると、子どもたちが乗った写真と会社名が写っているところをポर्टレートにして領収書を持っていくという流れです。1本のタイヤチューブで6社、タイヤチューブは全部で7本ありまして、これらが広告収入となります。

【Q2】(地域の協力者・サポーターについて)

荒井会長は東久留米・川クラブのコーディネーター的役割としてとりまとめをされていると思いますが、ここに書いてある成人30名の会員にはどのような方がいらっしゃるのでしょうか。

【A2】

基本、川が大好きな人で、年齢的には高校3年生から60歳までの方がいます。中には東大の准教授や日本に二人しかいないウナギの専門家の一人もいます。女性もいます。子どもたちのお母さん方がメンバーになって、ゴミ拾いで大活躍しています。

【Q3】(子どもの居場所の確認、参加している子どもの様子)

・この会議での子どもたちの居場所というところで、子どもたちと地域が関わる場所には時間的空間もあると思います。当然、子どもたちが学校に行っている間は関われませんが、どのような時間で子どもたちと活動しているのでしょうか。
・参考のためにお聞きしますが、他市でも、このような子ども対象のクラブなどをやっていますか。

【A3】

朝7時からやっています。小学生中心に行っていて、中学生になると卒業ということになっています。

(他市でこのような取り組みをしているのは)あまり聞かないです。まして、早朝に活動をしているもの自体ほとんど聞かないです。そもそも始めたきっかけが、私は昭和生まれで掃除は人に見せるものではないという主義だったので、人が来る前に終わらせようということで朝7時からにしました。この時間だと学校や行事の前に終わるので、みんな辛くても朝早く来るのではないのでしょうか。何か問題があれば途中で終わっていたと思いますが、このように長く続いてきたということは、それなりに何か意味があったのだろうと思っています。

長年やっていて感じるのですが、朝早く川の中でゴミを拾っていると、通りかかった大人たちが、子どもたちに労いの言葉をかけてくれます。おそらく子どもたちは、大人から褒められることがとても心地良いのでしょう。そして、落合川は綺麗なので夏は半分泳いで遊んでいますが、川に入って偉いことをしているという気持ちがあるので、全く引け目なく動き回れるところが魅力的で、そういったことがあるので長く続いているのではないかと思います。

【Q4】(子どもと大人のかかわり)

子どもたちが大人とかかわってやるのはすごく良いことですね。

【A4】

私たちが年も取ってきましたので、若い先生が出てきてキャリアを持ってやっていただけたらと思っています。中には何年かしたら転職でいなくなってしまうので無駄ではないのかという人もいましたが、東久留米にいる間だけでもやりましょう、他の場所に行った時にも必ず役に立ちますからということでやってもらっています。そういうことで、サマースクールは毎年ちゃんとやっていこうと思っています。

【Q5】(鯉の駆除・生態系の維持について、環境フェスタについて)

落合川で鯉を駆除しているとは思ってもいませんでした。

【A5】

先程の話の中でも触れましたが、鯉自身が悪いのではなく、居場所が悪いのです。本来は下流の海に近い場所にいるべきですが、なぜ東久留米にいるのかと言うと、誰かが釣ってきた鯉を川に入れて、それにパンをあげる人がいて、どんどん大きくなってしまったということです。落合川はまだいいのですが、黒目川の方は鯉だらけです。そこで、駆除しようとする、どうしても批判が出てきてしまいます。それに対しては、在来の稚魚を食べてしまうのは悪いことなので適量にしませんかという言い方しかできないのが現状です。

環境フェスタについてですが、一昨年ぐらいから小学生が多く参加してくれるようになり、だいぶ雰囲気が変わってきました。ここにあるように川の事業で川に入ることで、彼らなりに発表できる内容をパネルにしています。そのためには、地域を一箇所でするのではなく色々な箇所でする、それぞれの特徴が出るようにしています。

【東久留米・川クラブ荒井会長のお話を伺った各委員の意見】

○学校での体験をきっかけに川クラブに入る子どもが多いです。6年生はそこで鯉の駆除を経験した時には英雄気分ですごい学校に登校してきました。川にやって来る鳥に興味を持ち、お父さんに頼んでカメラを買ってもらい、撮った写真を生命保険会社のコンテストに出したという話もありました。水の中だけでなく、色々なところに興味が広がっています。大人になった時に、これからの時代は世界に出ることがあるかもしれませんが、「わが町ふるさと」として思い出す光景としては最高だろうなと思います。

五小の子どもたちは、キャンプブームで川が荒れてしまうことやゴミを置いていかれるのは困ると思っているので、月曜朝会で自ら「ゴールデンウィーク前です、落合川に遊びに行く時にはゴミを持ち帰りましょう」と呼びかけをしています。川での活動は良い意味でも悪い意味でも子どもたちにとって勉強になっていると思います。

○その時にはそのような（鮭の稚魚を放流する）活動が好きな先生がいて、他にも蛍などに活動を広げてやっていたようですが、その先生はいなくなっていました。先生に関わらず、そういった活動が繋がっていけばいいなと思います。

○教員の異動のスパンが短くなってきているので、数年いて面白いとのめり込んだ頃には異動ということが課題ではあります。そういう意味では、地域の人を巻き込んでやれるようになっていくといいですね。

○子どもたちは、荒井会長は先生が変わってもずっといてくれる人と思っているので、有難い存在です。

○環境だけでなく安全教育にもなり、タイヤの広告収入というアイデアは社会教育にもなるので、色々な意味での触れ合いが様々な勉強や刺激になり素晴らしい企画だなと思いました。

○学校では先生の異動の問題があり、荒井会長も後継者のお話をしていますが、我々体育協会でも同じで、指導する側の引継ぎがなかなか出来ていかないというのが課題です。

○活動が面白ければ細々でも繋がっていくのではないかなと思います。子どもたちの期待はとても大きく、最近は保護者の方も本格的な装いで来てくれて待ち構えていますので、それが浸透していけば先生方もやらざるを得ないですし、学校もそれをカリキュラムとして残すように努力していきたいと思います。一人の得意な人をずっと残しておくことは無理なので、誰でも出来るような形を作って繋げていくしかないかなと思っています。

7. 今後の検討事項

今後の検討事項については、次期の社会教育委員会議においても下記のとおり引き続き同じテーマで調査・研究することとしました。

テーマ 「東久留米市の地域資源を活用した学校との協働活動について」

内 容 東久留米市の地域資源を活用した学校との協働活動について、委員の意見や地域の担い手からの聞き取りなどを通して、学校との協働の基盤が十分にあることを確認し合います。そのうえで、当市における学校との協働活動の在り方について研究・調査を進めます。

8. 参考資料

会議の内容について

開催日	内容
<p>第1回 令和2年10月30日</p>	<p>【報告】</p> <p>1) 第62回全国社会教育研究大会新潟大会・第51回関東甲信越静社会教育研究大会の開催中止について</p> <p>2) 令和2年度東京都市町村社会教育委員連絡協議会交流大会・社会教育委員研修会の開催中止について</p> <p>3) 令和2年度東京都市町村社会教育委員連絡協議会第4ブロック研修会・放課後子供教室の試行実施について（放課後子供教室プログラム）</p> <p>【議題】</p> <p>1) 第29期社会教育委員会議のテーマについて</p> <p>2) 民法改正による成年年齢引下げ後の成人式について</p>
<p>第2回 令和3年5月21日 （2月12日開催を予定していたが緊急事態宣言の発令の為に取り止め）</p>	<p>【新委員委嘱】 前委員の三坂委員に人事異動があったため新委員として古矢委員が委嘱された。</p> <p>【報告】</p> <p>1) 令和3年度東京都市町村社会教育委員連絡協議会定期総会について（報告）</p> <p>【議題】</p> <p>1) 令和3年度生涯学習活動費補助金交付について</p> <p>2) テーマ「東久留米市の地域資源を活用した学校との協働活動について」【地域学校協働活動について】 地域学校協働活動とは</p>

<p>第3回 令和3年8月25日</p>	<p>【報告】</p> <p>1) 東京都市町村社会教育委員連絡協議会関連（報告）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度関東甲信越静社会教育研究大会東京大会 第8回実行委員会決定事項について ・ 令和3年度東京都市町村社会教育委員連絡協議会第1回理事会について ・ 第63回全国社会教育研究大会 石川大会（開催要項） <p>2) 社会教育のあらましについて</p> <p>【議題】</p> <p>1) テーマ「東久留米市の地域資源を活用した学校との協働活動について」 事例研究：【地域学校協働活動の実現に向けて】中学校の事例から 発表者：齋藤委員（東久留米市立中央中学校 校長）</p>
<p>第4回 令和3年12月15日</p>	<p>【報告】</p> <p>1) 関東甲信越静社会教育研究大会東京大会について</p> <p>2) 東京都市町村社会教育委員連絡協議会 第4ブロック研修会について</p> <p>3) 東京都市町村社会教育委員連絡協議会交流大会・社会教育委員研修会について</p> <p>【議題】</p> <p>今期テーマ「東久留米市の地域資源を活用した学校との協働活動について」</p> <p>1) 今後の会議の流れについて</p>
<p>第5回 令和4年2月21日</p>	<p>【報告】</p> <p>1) 東京都市町村社会教育委員連絡協議会 理事会について</p> <p>2) 東京都市町村社会教育委員連絡協議会 定期総会について</p> <p>【議題】</p> <p>今期テーマ「東久留米市の地域資源を活用した学校との協働活動について」</p> <p>事例研究：【地域活動団体の活動事例から】 発表者：東久留米・川クラブ 荒井会長</p>

<p>第6回 令和4年5月25日</p>	<p>【報告】 1) 令和4年度東京都市町村社会教育委員連絡協議会 定期総会</p> <p>【議題】 1) 令和4年度生涯学習活動費補助金交付について 2) 第29期テーマ「東久留米市の地域資源を活用した学校 との協働活動について」 本日のテーマ：第1回から第5回までのまとめ 中間まとめ（案）について</p>
<p>第7回 令和4年8月18日</p>	<p>【報告】 1) 令和4年度 東京都市町村社会教育委員連絡協議会 理事会</p> <p>【議題】 1) 今期テーマ「東久留米市の地域資源を活用した学校との 協働活動について」 中間報告（案）について</p>

第 29 期社会教育委員会議 委員一覧

小瀬 ますみ	第五小学校長 (1号委員)	令和2年9月1日～ 令和4年3月31日
大友 基裕	第九小学校長 (1号委員)	令和4年4月9日～ 令和4年8月31日
三坂 明子	本村小学校長 (1号委員)	令和2年9月1日～ 令和3年4月9日
古矢 美雪	第十小学校長 (1号委員)	令和3年4月10日～ 令和4年8月31日
齋藤 実	久留米中学校長 (1号委員)	令和2年9月1日～ 令和4年8月31日
田端 六郎	東久留米市文化協会 (副議長・2号委員)	令和2年9月1日～ 令和4年8月31日
永田 昇	東久留米市体育協会 (2号委員)	令和2年9月1日～ 令和4年8月31日
菅沼 法子	ボーイスカウト第2団 (議長・2号委員)	令和2年9月1日～ 令和4年8月31日
酒井 宗作	民生委員・児童委員 (3号委員)	令和2年9月1日～ 令和4年8月31日
荒島 久人	東久留米市社会福祉協議会 (3号委員)	令和2年9月1日～ 令和4年3月31日
上田 幸夫	日本体育大学教授 (4号委員)	令和2年9月1日～ 令和4年8月31日
奈良 忠寿	自由学園最高学部准教授 (4号委員)	令和2年9月1日～ 令和4年8月31日

(敬称略 所属等については委嘱当時のものです)

東久留米市社会教育委員の設置に関する条例

(目的)

第1条 社会教育法第2条にいう社会教育を振興するため同法第17条の業務を進展することを目的とする。

(設置)

第2条 社会教育法(昭和24年6月10日法律第207号)第15条により、東久留米市社会教育委員(以下「委員」という。)をおく。

(定数及び委嘱の基準)

第3条 委員の定数は、10人以内とする。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから東久留米市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず特別の事由があるときは任期中においても解嘱することができる。

(条例施行上必要な事項)

第5条 この条例施行上必要な事項は教育委員会が別に定める。

付 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

付 則(平成12年12月20日条例第62号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成26年3月31日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の東久留米市社会教育委員の設置に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定に基づく委員である者は、この条例による改正後の東久留米市社会教育委員の設置に関する条例の規定に基づく委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、改正前の条例の規定による任期の残任期間と同一の期間とする。

